

令和2年度さぬき市働く婦人の家運営委員会 会議要旨

- 1 日 時 令和2年6月30日（火） 13時30分～14時30分
- 2 場 所 寒川第2庁舎 203会議室
- 3 出席者 [委 員] 宮岡由喜美 矢野 省三 濱垣 静江 木村 繁夫
井上 綾子 大森 郁代 金岡エミ子
[事務局] 寒川 広美 濱松 慶二 細川 史朗 十河 大輔
[傍 聴] 無
- 4 議 題 平成31年度働く婦人の家事業報告
令和2年度働く婦人の家事業計画について
- 5 その他 さぬき市公共施設使用料の見直しについて
志度公民館建設について
- 6 発言の内容

発言者	意見概要
事務局	ただ今から、令和2年度さぬき市働く婦人の家運営委員会を開会させていただきます。委員長、副委員長を決定するまでの間、事務局が進行役を務めます。本日は、委員8名のうち7名の委員が出席しておりますので、この会が成立することを報告します。委員の改選後初めての会議ではありますが、委員は全員再任いただいておりますので、ここでは4月から新たに志度働く婦人の家館長になりました濱松館長から自己紹介願います。
館 長	(自己紹介)
事務局	委員改選に伴い、さぬき市働く婦人の家条例施行規則第9条で委員会に委員長及び副委員長を置き、選任は委員の互選ととなっております。いかがいたしましょうか。
委 員	事務局一任
事務局	では事務局から提案させていただきます。委員長は矢野省三委員、副委員長は宮岡由喜美委員でよろしいでしょうか。よろしければ拍手をお願いします。 (一同拍手)
事務局	拍手多数により決定しました。
事務局	では、矢野委員長から御挨拶をお願いします。
委員長	(挨拶)
事務局	それでは、さぬき市働く婦人の家条例施行規則第10条により、議長を矢野省三委員長をお願いいたします。
議 長	よろしく願いいたします。 お手元にお配りしてございます会議の次第に従いまして、会議を進めてま

<p>事務局 議 長</p>	<p>いりたいと存じます。 最初に、「(1)平成31年度働く婦人の家事業報告」について、事務局から説明をお願いします。 (平成31年度働く婦人の家事業報告について説明) 今、事務局から説明がありました。 質疑等があればお願いいたします。 (質疑無し)</p>
<p>事務局 議 長</p>	<p>次に、「(2)令和2年度働く婦人の家事業計画について」を事務局から説明をお願いします。 (令和2年度働く婦人の家事業計画について説明) 今、事務局から説明がありました。 質疑等があればお願いいたします。 (質疑無し)</p>
<p>委 員 議 長</p>	<p>次に、「(3)その他」について事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局 議 長</p>	<p>(さぬき市公共施設の使用料の見直しについて説明) 今、事務局から説明がありました。 質疑等があればお願いいたします。</p>
<p>委 員</p>	<p>食生活改善推進協議会については減免団体となっているが、100 時間を超えれば免除対象から外れるのか？</p>
<p>事務局</p>	<p>免除団体については、100 時間超えるか超えないかにかかわらず免除の対象になります。</p>
<p>委 員</p>	<p>団体について、単純な趣味の団体と、施設等へ慰問に行つて踊りなどを披露するボランティア団体等があるが、どう分けるのか？</p>
<p>事務局</p>	<p>慰問へ行くための練習に使う場合は趣味の範疇ということで、料金をいただく予定です。 例えば、婦人会自体は免除団体ですが、婦人会の中の例えば踊りの団体などは使用料をいただくようになります。</p>
<p>委 員</p>	<p>個人的に、踊りの好きな人何人かが慰問に呼ばれる機会があるが、どうなるのか？</p>
<p>事務局</p>	<p>慰問に行く場合でも、練習に使う場合は使用料をいただきます。</p>
<p>委 員</p>	<p>(働く婦人の家を利用している) 定期利用団体は、使用料がかかるようになるのか？</p>
<p>事務局</p>	<p>定期利用団体はすべて使用料がかかります。</p>
<p>委 員</p>	<p>では使用料がかからないのはどの団体か？</p>
<p>事務局</p>	<p>資料8ページに記載している団体が免除団体になります。基本的には施設を利用する方には使用料をいただくこととなりますが、公共性を踏まえ、8</p>

	<p>ページに記載している団体は免除の対象となります。ただし、免除団体でも趣味的に使う場合は使用料をいただくということになります。</p>
<p>委員 事務局</p>	<p>別に冷暖房費もかかるのか？</p>
	<p>冷暖房費は資料に記載している料金に含まれています。一番小さい区分の部屋であれば冷暖房込みで1時間100円と、安く設定させていただいております。それを（団体の）皆さんで負担いただくので、一人あたりの金額はそれほど大きな金額にはならないと考えていますが、まず少しずつからでも負担をいただくことから始めさせていただきたいと思います。</p>
<p>委員</p>	<p>志度働く婦人の家の2階は結構広い部屋があるが、その一部を使うということでも使用料は変わらないか？</p>
<p>事務局</p>	<p>一部を使う場合でも、一部屋分の料金をいただきます。</p>
<p>委員</p>	<p>有料になると、毎月1月頃に提出している減免申請は出さなくて良いか？</p>
<p>事務局</p>	<p>例年3月に広報といっしょに配布している「いきいき自主講座」のパンフレットは来年も作成予定なので、その掲載申請は提出していただくようになると思うが、減免申請については減免対象外になるので提出いただく必要はないと思います。具体的な様式等、提出書類については来年（書類を）お配りするまでには決めたいと思いますが、何らかの形で定期利用団体については申請書類を提出いただくようになると思います。また、その申請書類をもって、年間を通じて予約できるようにしたいと考えています。</p>
<p>委員</p>	<p>料金は一回ごとに払わなければいけないのか？</p>
<p>事務局</p>	<p>料金をいただく方法については、現在、体育施設が行っている方法と同様に、公民館・働く婦人の家で各団体の利用実績をまとめて、生涯学習課で納付書を作成し、各団体の代表者へお送りして支払っていただくようになります。公民館・婦人の家へ直接現金を持ってこられたら職員の事務も大変になるので、後日納付書でお支払いいただくようになります。</p>
<p>委員</p>	<p>予約をキャンセルする場合もある。あくまでも使用した実績によって使用料がかかるのか？</p>
<p>事務局</p>	<p>そうです。公民館・婦人の家へ（事前にキャンセルの）連絡をしていただいたら大丈夫です。体育施設は3日前までにキャンセルの連絡があればキャンセル料はいただいていないので、それに準じることになると思います。</p>
<p>議長</p>	<p>よろしいですか。ではその他もう一件、事務局からお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>（志度公民館建設について説明）</p>
<p>委員</p>	<p>完成はいつ頃か？</p>
<p>事務局</p>	<p>今年度に基本設計、来年度に詳細設計を策定し、再来年度に工事に着手できればと考えております。</p>
<p>委員</p>	<p>志度と長尾、同時竣工を目指しているのか？</p>

事務局	今のところ未定です。予算の都合もありますし、設計の進捗状況によって予算当局と調整しながら進めていきたいと考えています。
館長	現在の志度働く婦人の家は、志度公民館完成後も残す予定か？
事務局	公共施設再生基本計画によれば、完成後も残す予定になっています。大規模改修となると難しいかもしれないが、しばらくは使っていくようになると思います。
委員	利用者には高齢者が多く、現在の志度働く婦人の家は（場所的に）利用しやすい。ぜひ残してください。
事務局	現在の婦人の家の近くに新しい公民館を建設できれば良かったが、どうしても津波の危険があります。公民館は避難所としても利用されることから、志度幼稚園の東側が建設予定地となりました。
議長	この他について、委員の皆様から何かございますか。 (意見なし)
事務局	使用料について、明日7月1日からパブリックコメントを実施する予定です。また、定期利用団体の代表者には見直し（案）と意見書の用紙を郵送しておりますので、意見書を提出いただくか、パブリックコメントにご意見をお寄せいただければと思います。
議長	それでは、本日の議事をこれで終了させていただきたいと思います。 事務局の方へ進行をお返しいたしますので、お願いします。
事務局	委員長、議事進行ありがとうございました。 以上をもちまして、令和2年度さぬき市働く婦人の家運営委員会を閉会させていただきます。 本日はありがとうございました。